表面

「郵便番号」
「区市町村名　町名　丁目　番地　号」
「事業所名」
「氏名」　様

東 京 消 防 庁

消防設備の定期点検の報告に関するお知らせ

平素から消防行政にご協力いただき誠にありがとうございます。東京消防庁からの消防設備の定期点検に関するお知らせです。

下（★部分）に示す、あなたの所有、管理又は占有している建物は、**平成３０年〇月〇日現在**、消防設備の点検結果が報告されておりません。

消防設備は建物やその利用者の安全のため、定期的に点検することが消防法で定められております。主旨をご理解のうえ、早期の点検と消防署への点検結果の報告をお願いいたします。

なお、本状と行き違いで既に点検及び報告をなされている場合は何卒ご容赦くださいますようお願い致します。

また、宛先のお名前や会社名などが間違っている場合は、消防署に報告書を提出される際に受付の職員にお伝えください。

★　建物名称・所在

建 物 名 称：「　　」

所　　在：「　　」

☆　問合せ先
ご不明な点がございましたら、**下記コールセンターに**お問合せください。

問合せ番号：「□ - 〇〇〇〇〇」

東京消防庁点検報告コールセンター（専用）
電　　話：０３―６２６５―０１７１
開設期間：平成３０年８月１日～平成３１年１月３１日
平日　１０：００～１６：００（年末年始の１２月２９日～１月６日は休業）
電話がつながりにくい場合は時間をおいてから再度、お問合わせください。
※　当庁が運営する火災予防（防火管理）コールセンターとは別の電話番号になります。

なお、建物にどの様な消防設備が設置されているかご存じない方は、管轄する消防署にご連絡下さい。

☆　管轄消防署：「　　」消防署　電話　「０３－〇〇〇〇―〇〇〇〇」

※１１９番は災害用の電話番号のため、お問合せはご遠慮ください。

☆　アンケートを同封しております。今後の参考にさせていただきますのでご協力ください。（平成３１年２月１５日までに投函願います。）

裏面にＱ＆Ａがありますので、ご参考にしてください。

Q&A

宛先情報について

Q１　**今までこのような文書が送られてきたことはないが、なぜ自分宛てに送られてきたのか？**

Ａ１　過去に消防署に届出いただいた情報または建物登記上の所有者の方にお知らせを送付しています。突然の文書の送付で驚かれたかもしれませんが、消防設備点検の主旨を踏まえ、ご理解ください。

報告済みの場合

Q２　**点検を行い、消防署へ報告しているのに、このお知らせが届いたが、何の情報を元に送付したのか？**

Ａ２　大変申し訳ありません。おもて面の下線部の日付現在までに消防署に報告された情報を基に送付しています。既に報告済みの場合は、お送りした封筒はそのまま破棄していただいて構いません。

罰則について

Q３　**点検が必要であることを知らなかった。何か罰則があるのか？**

Ａ３　罰則はありますが、このお知らせをもって即座に適用されるわけではありません。ただし、消防設備が正常に機能するかを確認するためにできるだけ早く点検を行っていただき、ご報告をお願いいたします。

点検方法について

Q４　**インターネットや電話帳で探したが、消防設備の点検業者が見つからない。**

Ａ４　消防署に消防設備業の届出がされている点検業者の情報については管轄消防署にお問い合わせください（消防署に届出がされている業者情報をお知らせするだけで、特定の業者をあっせんするものではありません。）。

建物の廃止情報等について

Q５　**建物をすでに廃止、売却した場合、または建物名称が変更している場合はどうすればよいか？**

Ａ５　同封のアンケートはがきのおもて面の下部の四角で囲った欄に問合せ番号を記載し、建物廃止、売却、名称変更の該当する項目にチェックし、変更後の建物名称がある場合はその名称を記載したうえでポストに投函してください。

◎　消防設備の定期点検、報告の制度については、同封のリーフレットをご覧ください。